

■ 第8章 計画の推進体制 ■



■ 第8章 計画の推進体制 ■

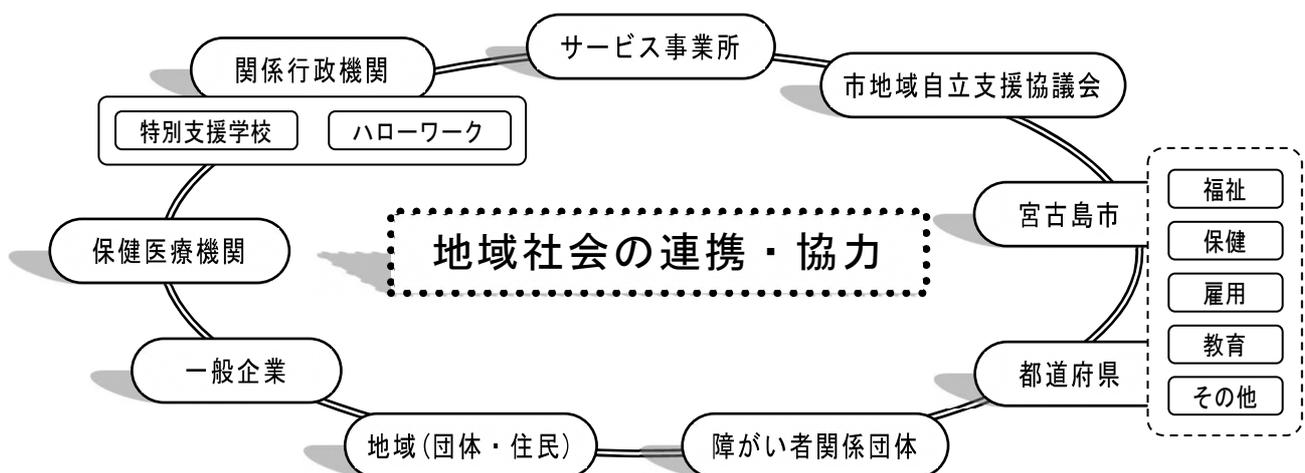
1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画には、福祉サービス関連の施策のみならず、障がい者が地域生活を営む上での様々な分野の支援等が掲げられています。事務局である障がい福祉課と各施策の担当課が連携し、全庁が一体となって推進する体制をつくります。

(2) 関係機関との連携強化

本計画の確実な推進を図るためには、サービス事業所をはじめとする関係機関、障がい者団体等の関係団体、地域(団体・住民)等の連携強化が必要です。それぞれの役割を認識し、相互に協力し、情報共有、施策展開できるような連携体制を整えます。



(3) 宮古島市地域自立支援協議会

「宮古島市地域自立支援協議会」は、障がい者福祉の関係機関及び団体が協議会委員となり、障がい者福祉の推進に必要な事項や現場での困難事例等について対応策を協議する機関です。協議会や専門部会は定期的開催され、行政と情報共有・情報交換し、市の障がい者福祉の方向性や具体的な対策が専門的レベルで話し合われています。今後も協議会と連携し、本計画の施策推進を図っていきます。

2. 人材の確保・質の向上

相談支援や各種サービスの充実を図るためには、専門職員の確保や資質向上が必要です。市では、各種研修への参加を促すとともに、専門職員が市内の福祉現場に就くように、魅力ある地域づくり、職場づくりについて、関係団体・施設等と連携し取り組んでいきます。

また、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上のため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施を推進します。

3. 計画の広報等

本計画は、計画書として印刷・発行するほか、市広報紙等を活用した計画内容の周知・広報を図ります。

また、関係機関を通じて、本計画内容や実施するサービスおよび施策を地域住民に紹介するよう連携を図ります。

4. 計画の進行管理（PDCAサイクルによる進行管理）

本計画は、計画の最終年度に見直しを行い、次期計画を策定しますが、各施策の進行状況を毎年度確認し、実施の有無や課題把握、および修正をかけることで、より効果的な施策推進が図られます。このため、「PDCAサイクル」による継続的な進行管理を実施します。

なお、計画の進行管理は、宮古島市施策推進協議会により行います。

